

選手強化補助金交付要項

1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

2 補助対象

国民体育大会の競技力向上のための競技団体の下記の取組

- (1) 強化合宿
- (2) 遠征合宿
- (3) 海外合宿 (関東合宿相当経費以内で行い超過する部分は競技団体負担とする。)
- (4) 招待試合
- (5) 宿泊を伴わない強化練習

3 補助対象経費 ※領収書の宛名は、競技団体名とする。

(1) 旅費

① 交通費

② 宿泊費

県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、競技団体負担とする。

③ 旅行雑費

監督、コーチに限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。

④ 駐車料金

役員、監督、コーチに限り、旅行命令に基づくもののみとする。

(2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等

4 事務手続き

補助金の内示

本会から関係競技団体へ補助金額等を内示する。



補助金交付申請

関係競技団体は本会へ補助金交付申請書を提出する。



補助金の交付

本会から関係競技団体へ交付決定を通知する。



事業実施

同時に、本会から関係競技団体の口座に補助金を振り込む。



事業実績報告

関係競技団体は事業終了後30日以内に本会へ報告する。



確定通知

*報告期限 3月10日

本会から関係競技団体へ額の確定通知を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年3月4日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正